

第32回国土交通省政策評価会

平成25年11月27日

【末吉政策評価企画官】 それでは、定刻になりましたので、上山座長から会議の開会の宣言等お願いしたいと思います。

【上山座長】 それでは、ただいまから第32回国土交通省政策評価会を開催します。開会に当たって、事務局から連絡事項と、松田政策統括官からご挨拶をいただきます。

【末吉政策評価企画官】 本日、村木先生におかれましては、所用により欠席するという連絡をいただいています。それから、加藤先生が少し遅れているようでございます。

本日の評価会は、政策評価に関する情報の公表に関するガイドラインに則り公開としておりますので、あわせてご報告いたします。

引き続きまして、政策統括官の松田よりご挨拶申し上げます。

【松田政策統括官】 統括官、松田でございます。

本日は、上山座長をはじめ、委員の皆様方におかれましては、ご多用中にもかかわらず、この評価会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日ごろより国土交通省の政策評価の制度の適切な実施のため、数々の助言やご指導を賜っておりますことに厚く御礼申し上げる次第でございます。

さて、行政評価法に基づきます行政評価制度がスタートしまして、平成13年からでございますので、ちょうど12年を超えます。以降、政策の効果と質を高めるためのインフラとしての政策評価に当たりまして、さまざまな角度からご指導いただきまして、おかげさまで国土交通省の政策評価、全省庁の中でも最も先進的なものとなっていると自負しているところでございます。

本日の政策評価会では、わが省の政策評価の中でも特に重要な政策レビューの関係と、それから国土交通省政策評価基本計画の5年ぶりの改定につきましてご審議いただくことといたしております。改めまして、委員の皆様方には、大所高所からの忌憚ないご意見をいただきますようお願いいたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

本日は、よろしく願いいたします。

【上山座長】 それでは、今日の議事なのですが、議題が3つあります。1つは、本年度の政策レビューの中間報告、及び議論です。テーマは3つあります。

それから2番目が、過去に行った政策レビューが、今どのように改善あるいは実施につながっているかというフォローアップの作業を事務局にやっていただきましたので、これも経過報告、中間報告をいただきます。

それから3つ目の議題が、政策評価基本計画の改定案について議論をします。

では早速、議題の1番、中間報告について、事務局から時間配分など、やり方について説明をお願いします。

【末吉政策評価企画官】 各部局は説明15分、その後、審議10分と予定をしておりますので、持ち時間は15分でございます。開始から12分のときに、1回ベルを鳴らしまして、15分で2回ベルを鳴らします。要領よく説明するようにお願いしたいと思います。

以上です。

【上山座長】 それでは、1番目のテーマ、不動産投資市場の条件整備についてお願いします。これは加藤委員が個別指導の主担当、山本委員が副担当、田辺先生にアドバイザーで入っていただいたということです。ほかの方もよろしくお願いします。

それでは、説明をお願いします。

【河田企画課長】 それでは説明をさせていただきたいと思います。私、土地・建設産業局企画課長をしております河田でございます。よろしく願い申し上げます。

それでは、評価書の要旨、このペーパーを中心に説明をさせていただきたいと思います。適宜参考資料を参照させていただきますので、少し説明が行ったり来たりする場面があるとは思いますが、ご容赦いただければ幸いです。

まず、不動産投資市場の条件整備ということでございますけれども、まず評価の目的、必要性でございます。不動産投資市場におきましては、1990年代後半から不動産の証券化が本格化いたしました。これが不動産の流動性を高める、それから不動産投資市場における資金調達手段をいろいろ促進いたしまして、投資市場の裾野を大きく広げるものでございました。

こういった不動産証券化市場の発展は、資金調達手段の多様化、優良な都市ストックの形成、それから証券化対象不動産の質の向上、それから3点目としまして市場の透明性の向上などに非常に重要な役割を担っていたということでございます。

しかしながら、不動産証券化市場につきましては、平成20年のリーマンショックにより、その規模が縮小しております。その後、回復傾向にはございますが、以前の規模まで

はまだ戻っていないという状況でございますので、これまで国土交通省が講じてまいりました政策のレビューを適切に実施いたしまして、その評価結果を今後の政策に反映していくというのが評価の目的でございます。

従いまして、対象の施策は国土交通行政分野における不動産投資市場のさらなる発展を図るための政策ということでございます。

政策の目的につきましては、今申し上げたとおり、不動産証券化市場というのは資金調達手段の多様化ですとか、優良な都市ストックの形成、証券化対象不動産の質の向上、それから市場の透明性の向上などの視点で重要な役割を果たすということでございますので、不動産証券化市場の発展に資する政策を、国民経済の発展ですとか、国民生活の向上を図るという観点から推進するというのが政策の目的でございます。

評価の視点につきましては、主に1点目としまして、不動産証券化市場の安定的な規模拡大に効果があったか、それから不動産投資環境の整備によって、不動産投資市場の透明性が向上したかという観点から評価を行わせていただきました。

評価の手法でございますけれども、3つございまして、1つは政策チェックアップの指標、具体的には不動産証券化実績の総額、それから土地総合情報ライブラリーへのアクセス件数などによる定量評価をさせていただくのが1点。

それから2点目としましては、国内外の投資家などに対しますアンケート調査などによる定性的な評価をさせていただいている2点目。

それから3点目といたしまして、第三者意見を活用するというようなことございまして、有識者へのヒアリングを行わせていただいたということでございます。

まず、評価の結果について紹介をさせていただきたいと思います。1点目でございますが、不動産証券化市場の安定的な規模拡大に効果があったかということでございます。大変恐縮でございます。参考資料の平成25年度政策レビュー、不動産投資市場の条件整備のパワーポイントの資料を参照していただきたいのですが、その6ページをご覧ください。不動産投資市場の規模について、不動産証券化の実績総額を見ますと、平成20年にいわゆるリーマンショックが起きまして、証券化の実績がどんと落ち込んだわけでございますけれども、その後、着実に証券化の実績総額は伸びておりまして、平成24年度においては約3.3兆円という市場規模になってございます。

このような観点からいたしますと、リーマンショック後、不動産証券化の規模は着実に増加しておりまして、金融危機のときに、こういった政策などが不動産投資市場の発展に

一定の効果があつたというような評価をさせていただいております。

また、有識者の方にヒアリングという形でご指導をいただきましたけれども、私どもがやってまいりました不動産特定共同事業法の改正など、こういった施策が講じられたことが大きく寄与したというご意見を頂戴しているところでございます。

主要施策の評価に移らせていただきますけれども、まず官民の協力により設立された不動産市場安定化ファンドが、最終的なセーフティネットの役割を果たしたことで、市場に安心感が広がり、市況の持ち直しに貢献したという評価をさせていただいております。

パワーポイントの資料の7ページをお開きいただければと思います。今申し上げました不動産市場安定化ファンドの概要について書かせていただいておりますが、下の仕組みにございますように、金融機関各社それから日本政策投資銀行、日本政策金融公庫がそれぞれの持ち場に得意なシニアの借入金、政策投資銀行ですと民間の金融機関ではなかなかとれないメザニンの部分について貸付を行い、これをJリートに貸付をするということで、こういった不動産の市場の安定化のためのファンドを設立させていただいて、その運用をさせていただいたところでございますけれども、こういったものが市場に安心感をもたらして、市況の持ち直しに貢献をしたという評価をさせていただいております。

それから、不動産特定共同事業法を改正させていただきました。それは同じパワーポイントの資料の8ページに、その概要を書かせていただいておりますけれども、今まで不動産特定共同事業法の世界に倒産隔離のスキームを持ち込ませていただいたものでございますけれども、証券化の対象となり得なかった老朽不動産などを対象にして、こういったものが使いやすくなったという評価をさせていただいております。

次に、ヘルスケアリートということで、少子高齢化が進んでおります。9ページをお開きいただければと思います。我が国には、これはなかったスキームでございますけれども、米国などではヘルスケア施設を対象に、こういったリートが立ち上がって活躍しておりますところでございますけれども、これからの取組とはなりますけれども、課題をよく整理した上で、今後第1号が立ち上がれば、それに続くプレーヤーが出てくるのではないかと期待をさせていただいております。

そのほか、不動産流通税の軽減措置など、いろいろな投資をするための施策をさせていただいて、こういったことが不動産投資市場の活性化に寄与したことは間違いはないと自負しております。市場育成の観点から引き続き措置を講じることが必要であると思つて

おるところでございます。

一方で、今後の課題も幾つかございまして、1点目は、やはり大きな地震、東日本大震災がございましたし、今後も想定されるということで、建物の耐震化を進めていくということを、今ご説明申し上げました改正不動産特定共同事業法などを活用しながらやっていくことが必要であるというのが1点。

それから2点目としましては、東京ではこのような不動産証券化のスキームはかなり普及・促進されているわけでございますけれども、地方で、こういったスキームを活用していただくことが必要だということがございます。

それから3点目としましては、投資家の裾野拡大のために、ヘルスケアリートの説明をさせていただきましたけれども、そういった投資の多様化ですとか、外国の投資家の方からは、少し透明性が劣るのではないかという声もございますので、市場の透明性を発信していく施策をやる必要があるというような課題を有識者のヒアリングの中で指摘をされておるところでございます。

以上を総括させていただきますと、国土交通省が講じてまいりました不動産特定共同事業法の改正などの施策が、不動産証券化市場の規模拡大に大きく貢献したものと評価はさせていただきます。

ただ、今後はこれらの取組を一層推進するとともに、不動産証券化の枠組みを活用しまして、建物の耐震化ですとか、不動産投資市場の多様化に向けて、さらに政策を推進していく必要があると考えておるところでございます。

2の不動産投資環境の整備により不動産投資市場の透明性が向上したかという論点に移らせていただきます。それについては、土地総合情報ライブラリーというものを私どもは設けさせていただいて、インターネット上で公開をさせていただいておりますけれども、そのアクセス件数を見ますと、着実に増加しておるところでございます。

パワーポイントの資料の18ページをお開きいただければと思います。右側のグラフに土地総合情報ライブラリーへのアクセス件数のグラフを挙げさせていただいておりますけれども、平成19年以降着実に増加をしておるところでございます。平成23年、24年度は少し落ち込んでおりますけれども、これは地価の傾向が23年度と24年では大きく変化がないこともございましたので、落ち込んでおりますけれども、大きな傾向としましては、アクセス件数は増加傾向が続いておるところでございます。

それから、海外投資家に対するアンケート調査を見ますと、パワーポイントの資料の2

0ページをご覧いただければと思いますけれども、このようなアンケートをさせていただいておまして、平成24年から不動産価格指数の公表を開始したということもございまして、情報の充実度と入手容易性について大きく改善しておまして、不動産投資市場の透明化などに一定の効果があったと思っておるところでございます。

また、有識者のヒアリングにおきましても、こういった私どもの取組の社会的意義を評価する意見が大半を占めたということでございます。

主要政策の評価のところでございますけれども、取引価格情報に対するアクセス件数の多さは、国民の需要・関心の高さをあらわしており、情報公開の社会的意義が大きいというのが1点。

それから不動産価格指数は、不動産市場の価格動向を把握する手段として非常に有効で、国際的にもこのような取組をリードしていると言えるのではないかと考えております。

次のページに参らせていただきますと、不動産鑑定評価というものを私どもはやるわけでございますけれども、不動産投資市場にとって必要不可欠で、投資家などの市場関係者に対して利益相反の回避ですとか、取引の公正性を示す役割を担ってきたということで評価をさせていただいております。

一方、今後の課題としましては2点ございますけれども、情報をさらに充実させていくというのが1点目。それから不動産鑑定評価につきましては、例えば中古住宅の流通促進とか、そのような観点から、的確な鑑定評価を推進することが必要であると考えるところでございます。具体的には中古住宅の流通促進ですとか、あるいは国際基準に合わせてスコープ・オブ・ワークのような概念を不動産鑑定評価に入れていく必要があるのではないかとご指摘を有識者のヒアリングの中で言っております。

いずれにしましても、不動産投資市場の透明性の向上に、これらの取組は大きく貢献したとしておりますけれども、課題もいろいろあるわけございまして、それへの対応をしっかりやっていく必要があると考えておるところでございます。

政策への反映の方向ということで、2点書かせていただいておりますけれども、不動産投資市場の発展につきましては、改正不特法の活用、それから地方での証券化、それから投資対象の多様化、ヘルスケアリートの環境整備、それからPRE戦略など、情報発信の強化といったようないろいろな課題がまだ残っている、山積していると感じておりますので、その部分についてしっかりやらせていただきたいと思っております。

②の不動産投資市場の透明性の向上につきましては、投資判断に必要な不動産関連情報

のさらなる充実の必要性などを踏まえまして、不動産価格指数の本格運用、それから商業用不動産についても推進する。

不動産鑑定評価制度については、不動産鑑定評価基準に見直しを推進するというをやらせていただきたいと思います。

第三者の知見の活用は、ここに書いてある井上先生をはじめとする各分野の有識者からヒアリングを実施させていただきまして、実施時期は平成25年度にさせていただいているということでございます。

以上でございます。

【上山座長】 どうもありがとうございました。

10分をめどに議論をしたいのですが、どなたからでもお願いします。

それでは、主担当の加藤さん、いかがですか。

【加藤委員】 かなり意見を事前にお伝えしたので、そういう意味では、私の意見はかなり反映されていると思いました。1つだけ、事前説明の時にも似たような質問をさせていただいたのですが、目標の1つに、安定的な規模拡大とありますが、安定はどうやって評価できるものなのか教えていただければと思います。

【田中企画専門官】 すみません、土地局の企画課、田中でございます。ご指導を受けたときには、健全な発展ということで、すごく曖昧な言葉の使い方をさせていただいておりましたので、そのとき先生からいろいろ論点を整理して、因果関係を整理しろということで、局内でも議論させていただきまして、結局、我々の政策目的というのは、市場の規模を安定的、つまり市場のリーマンショックなどによって変動があまり生じないようにして規模を拡大させるということと、また市場の透明性を向上させるという2点に集約されるのではないかと。そのようなことを通じて、例えば資金調達手段の多様化とか、都市ストックの形成であるとか、ひいては国民経済の発展、国民生活の向上というところにつなげていくべきであると考えておりましたので、ご指摘を踏まえて議論いたしまして、安定的というところは、例えば証券化の実績で先ほどお示しましたように、リーマンショックの変動をなるべく和らげるような対策をとっていくという意味で、言葉を選ばせていただいております。

【加藤委員】 そこが当初は「健全」という言葉を使っておられたところ、今回は、「安定」とかわったので、安定は何なのかという質問をした次第です。

今回の質問に対する答えは、持続的に増え続けている状態を安定だと理解していて、参

考資料の6ページを見る限りでは、平成21年以降は4年間連続して増加しているので、これをもって安定的に増加していると判断されたという理解でよろしいですか。

【田中企画専門官】 はい。さようでございます。

【加藤委員】 わかりました。ありがとうございます。

【上山座長】 ほかの方はどうですか。

【佐藤委員】 パワーポイントの11ページ目のところで、多分これは租特だと思っておりますけれども、不動産取得税とか登録免許税の軽減措置があったと思っておりますけれども、これはこれで租特の効果というので議論があるのかもしれないのだけれども、具体的にはこれをやって、どれくらいの減収と、どれくらいの拡大というのは定量的な評価というのはあるのですか。それはある意味、この政策の中で包括されているという理解ですか。

【小林課長補佐】 不動産市場整備課の小林と申します。6ページに不動産証券化実績の推移とあるかと思っておりますけれども、租特の減税措置が適用されているのは、その分類の中でTMKとJリートというものです。あえて効果を推測するとすれば、その伸び率というところで、今手元にはデータがないのだけれども、TMK、Jリートの伸び率と、租特の減税の適用がないGK-TKのスキームの伸び率を比較するというやり方はあり得るかもしれません。

【佐藤委員】 特に今回の分析では対象になっていないのですか。どちらかと言うと、租特が政策の効果の1つというか、実績の1つで、租特自体がどのような影響を出したかということは、これから要検証という感じですか。

【河田企画課長】 この税制は、手元に正確な数字がないのだけれども、減収額にすると恐らく数億円程度の、それほど大きくない特例でございます。これ自体がどれだけ証券化市場の規模拡大に貢献したのかというミクロな議論をするのは、正直言って少し難しい面があると思います。いろいろなパッケージが一体となって、相乗的なシナジー効果、促進措置のいろいろなメニューが一体となって、不動産投資市場、証券化が進んできたというものの主要な1つのパーツを果たしているというようなご理解をいただければ、大変ありがたいと思います。

【上山座長】 どうぞ。

【白山委員】 不動産投資環境の整備、市場の透明性の向上ということで、評価の1つとして、投資総合情報ライブラリーのアクセス件数が評価指標になっているのだけれども、パワーポイントの18ページのアクセス件数を、着実な増加という表現をされていら

っしゃいますが、アクセス件数を見ますと21年から22年に急増しまして、その後ほぼ変わらずで、今年は、先ほどご説明ございましたように下がっている。これは着実な増加と言えるのかどうか。特に21年から22年に急激に増えた理由などの分析はされていらっしゃるのですか。

【渡部企画専門官】 ご存じのとおり、アクセス件数は、どういった方がアクセスしたのかという属性がわからないので、分析は比較的難しいところなのですが、アクセス件数の動きと、我々が講じた施策をいろいろ照らし合わせて考えながら、何がアクセス件数を伸ばすことに寄与したのかを想像するしかないのですけれども、やはり平成20年とか21年ごろにいろいろな統計データをそろえることもしてまいりましたので、そういったことが実際にアクセスいただいていることにつながっているのかなと感じているところです。

【白山委員】 単純にアクセス件数だけの評価は難しいと思うのですけれども、アンケートをされていらっしゃるようですが、アンケート調査のほうでは、土地総合情報ライブラリーについての意見というのは何か出てきたのですか。

【渡部企画専門官】 海外投資家アンケートですか。

【白山委員】 アンケートされたのは海外投資家にアンケートということですか。

【渡部企画専門官】 そうですね。

【上山座長】 有識者はどうですか。

【白山委員】 有識者のご意見はどうでしょうか。

【渡部企画専門官】 このライブラリーというものについての突っ込んだコメントというのは、特にいただけていないという状況です。

【上山座長】 ということは、明らかに過大評価、事実合わない記述ですね。何かそれを補正するような定性的な情報があれば別ですけれども。

【山本委員】 有識者ヒアリングの23ページに書いてあるのではないですか。有識者の方がおっしゃったと書いてある。

【田中企画専門官】 そこは全体として少し表現ぶりはあろうかと思えますけれど、23ページで、下の枠の一番上のところございまして、取引価格情報に関するアクセス件数の多さ自体については、国民の需要・関心の高さをあらわして、社会的意義は大きいという評価をいただいていたのが1点と、今後につきましても、24ページで下の枠の一番上のポツでございまして、取引価格情報について、情報公開水準の引き上げ検討とあわせて、いろいろ提供できる方法等を今後も工夫が必要だということでご指摘をい

ただいております、数字として示すのはなかなか難しいところではございますけれども、有識者の方からご指摘はいただいておりますので、このようなところも踏まえて対応を進めていきたいと思っております。

【上山座長】 経年の推移に関する記述というのは、今の訂正コメントとは関係のない話なので、修正するか、別の訂正コメントをどこかからとってくるか。論理的には2つの出口しかないと思います。

それで、時間もあれなので、私から、今後も含めたところについてコメントをします。マクロ経済の状況とか、日本の制度全般の制約なども反映していると思うのですが、19ページを見ると自国収益不動産比率は日本が一番低い。6ページを見ると、リーマンショック後の立ち上がりも回復のペースも、それほどよくない。

これが国交省の仕事ぶりの反映とは必ずしも言えないのですが、やはりそもそも論として、本来どれぐらいできているべきかという、目標ターゲットがあってしかるべきではないかと思うのです。

要するに、右肩上がりですと伸びていますというのは、資本主義経済下で制度を運用していれば、当たり前です。伸びているからいいとは思わないと思うのです。伸び方とか、一定の水準にまで達しているかどうかといった観点から、今の証券化の実績の到達点を評価することが必要です。

これは役所としてなかなか評価できないので、これこそ有識者に、本来日本のいろいろな環境を加味すると、これぐらいいくはずだとか、10年後には今の2倍だとか、いろいろな先生が、いろいろなことをおっしゃると思うのだけれど、そのようなコメントを重ねて、結局これぐらいいくはずなのだというある種の目標がないと。制度をつくったら少しよくなりましたというのでは、政策評価にはならない。

これが全般的なところで一番気になる話です。それから2番目に、有識者コメントの使い方なのですが、書き方の問題かもしれないが、極めて定性的でよくわからない。24ページなどを見ると、新たに開発を進めていくことが必要とか、多様なニーズに対応とか、変化に対応したとか、さっぱりわからない。「雰囲気づくり」といった記述では、有識者ヒアリングをしたことにならない。主担当、副担当の先生、アドバイザーも含めて、ヒアリングの実際の細かい議事録か何かあると思いますので、それを見せた上で、これまでに關する具体的な評価と今後の制度改善に関する具体的な評価をきっちり分野別に分けて整理して、まとめていただきたい。

そもそも「発展について」と「透明性について」と大括りで2つにしていること自体が、政策評価の制度という意味で大ざっぱ過ぎる。細分化して、せめて10個ぐらい具体的な領域に分かれて評価していかないとだめだと思うのです。

それから20ページの海外投資家からの評価ですが、これはおもしろいですね。急速に改善されている。それは非常にニュースだと思うけれども、依然半数近くの人が、どちらとも言えないとか、わからないとか、透明性に関してはかなり疑問を持っているわけです。ということは、やはりこれは大きな問題です。理想はゼロのはずですが、今は48%の人が不透明であると言っているわけです。透明性について、どうすれば透明になるのかということを論理的にブレークダウンして、有識者コメントとかアドバイスなども入れて、今後の出口のところをかなり具体的な改善課題リストにさせていただく必要があると思います。

今回の報告は中間ということもあるのだけれども、「市場は伸びましたか」と言うと、「伸びた」と。「透明性はどうか」と言うと、「より透明になっている」と。したがって、より伸ばし、より透明にしますと言っているだけなのです。ですからトータルとしてはトートロジーであって、評価になっていない。材料は十分ありそうな気配はありますので、定性的なところもうまく使いながら、次に何をすることかということと、スピードとマグニチュード、いつまで、どこまで行きたいのかというのが感じられるようなものにしていただきたいと思います。

いろいろ言ってしまいましたが、ほかの方がいかがですか。

【加藤委員】 目標を立てるのは難しそうだなという感じがしました。

【山本委員】 これは結局with-withoutができないので、定量的な評価方法がないのです。そこが一番のネックなのです。それをストーリーで、上山座長がおっしゃるように、それをうまく組み込んでやれということであれば、少し簡単です。定量的には少し難しい。

【上山座長】 やはり有識者の判断のようなものがすごく大事だと思うのです。彼らが、日本の市場はまだまだだと言え、多分まだまだ。

【山本委員】 それは使えると思います。

【上山座長】 そういう意味で、有識者コメントの使い方が今後のまとめ方の焦点ではないかと思います。

【佐藤委員】 あと1つ、今の海外投資家のアンケートなのですが、回収結果が平成21年度が200で、平成24年が100と半減しているのです。サンプルが変わる

のはしようがないのですけれども、これだけ減って、改善があったというのは、100の人たちが特殊な人たちだったのではないかという、サンプルバランスの可能性が否めないと思うのですけれども。少し解釈を慎重になったほうが良いと思うのですけれども。

【上山座長】 決してやさしいテーマではないので、主担当、副担当、アドバイザーの助言もいただきながら、後半の作業をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

それでは2番目のテーマに移りたいと思います。乗合バスです。

【瓦林旅客課長】 自動車局旅客課長の瓦林と申します。どうぞよろしくお願いします。

私からは、「人口減少や少子高齢化の進展と乗合バスのネットワークやサービスの確保・維持・改善」というテーマでやらせていただいております。現時点の案でございますが、本日の資料3-1が評価書の要旨、資料3-2といたしましてフロー図、それから報告書、資料3-3が資料集でございます。まず3-1の評価書の要旨を軸にご説明させていただきます。

まず評価の目的、必要性でございます。人口減少、少子高齢化ということで、乗合バスサービスの運営環境は一層厳しくなっておりますけれども、国として確保・維持、あるいはサービスの改善の支援を行っておりますが、地方自治体による利用促進の取組みを活性化させることなどによって、利便性をさらに向上できる余地があるのではないかと考えます。

このレビューの実施によりまして、利用促進や地域の取組みの促進に資する施策の充実の方向性を確認した上で、限られた予算を最大限活用して、一層効果的な支援を行っていくことを目的にしております。

対象政策は、ご覧のとおりでございます。

政策の目的でございます。政策の目的につきましても、存続が危機に瀕している生活交通ネットワークの中で、バス交通の確保・維持、サービスの改善を目的としてございます。

評価の視点でございます。3つ挙げさせていただいております。国と地方自治体の支援において、役割分担がうまくいっているのか、あるいは想定された効果を挙げているのかというのが1つ目の視点でございます。

それから2つ目といたしまして、ネットワークやサービスの改善が図られる、あるいは利用促進等の取組みが促進されるメカニズムは十分に機能しているのかという点がございます。

3点目といたしまして、今後さらに人口減少、少子高齢化が進展していく中で、地域の

経済、生活を支えていく上で、国の支援制度が目指すべき方向性は何かということを中心として入れてございます。

評価手法でございますけれども、これは大きく2つございまして、まず1つ目は、全国的な観点での各種データを活用しまして、ネットワーク・サービスの現状、利用の動向、経営の動向等、あるいは地方自治体の支援の枠組み、支援制度といったものについて調査・分析を行います。

もう1つが、ケーススタディーでございます。人口減少や少子高齢化が特に著しい地域を取り上げたいかがかというご指導をいただきまして、2つの地域を取り上げてケーススタディーを実施し、その上で支援の実態、あるいは効果といったものを分析して課題を抽出するという手法でございます。

それを踏まえまして、現時点での評価の結果につきまして、資料3-3の資料集もご覧いただきながら、ご説明させていただきます。

まず現状の確認でございます。乗合バスの事業者数の実績は横ばいで推移しているということでございます。乗合バスの利用の動向でございます。これは資料の3ページをご覧くださいと、利用者数、輸送人員という形で出てございます。これは全国規模で見るとなかなかわかりにくいのですが、下のグラフをご覧くださいと、三大都市圏以外の地域では、著しく減少しているところでございます。この10年間で17%減っているということでございます。

乗合バスの経営の動向でございます。これは4ページをご覧くださいと、経常収支率ということが出ております。これも都市部と地方部で違いますが、三大都市圏以外では88.3%、これは30両以上保有している事業者で見えておりますが、さらにその中でも過疎の地域が多いような東北、四国、山陰は、経常収支率が低く、厳しい状況があるということでございます。

軽油の高騰という近年の状況もでございます。5ページをご覧くださいと、経営環境、事業運営環境でございますが、いろいろな観点でデータをお示ししておりますが、軽油価格の高騰等もありまして厳しい経営環境ということで、左の円グラフをご覧くださいと人件費が一番多い産業でございます。人件費を削るということは、どうしても手法としてとられるわけですが、その結果、10年間で20%程度、給与が減少し、現在では都市部も含めて乗務員不足という問題も深刻化している状況でございます。

また、車両の問題がございます。車両の更新も控えられた結果、平均車齢というものが

どんどん上がっており、その結果、メンテナンスコストも上がっているというところがございます。

その結果、6ページに全体の収支状況がございますが、系統別で見ますと、左側に全国で3万8,000系統ございますが、4分の3の2万8,000系統が赤字となっております。事業者数ベースでご覧いただきますと、右のほうでございますけれども、4分の3の約70%が赤字となっているというところでございます。

その上で、乗合バスの運営に対する国と地方自治体の支援がどうなっているかでございます。支援の必要性ですが、これにつきましては、もちろん論をまたないところでございますけれども、改めてご覧いただきますと、平成20年度から5年間で全国で7,000キロ以上の路線が廃止されおり、法的整理や経営破綻も相次いでおります。経営破綻の例は7ページでお示ししておりますが、岡山県の西部で、退職金債務を突然払わなければいけなくなって、その結果、急に事業が休止されて、関係自治体、運輸局、国の機関も一緒になって調整をした結果、最終的には違う会社に事業を継承するという事で、サービスがストップするという事態は避けられたのですが、こういった事態も近年相次いでいるところでございます。

一方、地方部では高齢化が進んでおりますし、また子供を育てる環境を整備する上でも、バス輸送の確保は喫緊の課題になっているということで、やはり今後とも地域の社会生活あるいは経済活動を支えるバス輸送を確保していくために、うまく国と地方公共団体が役割分担をして、効果的な支援を行っていくことが課題であることは論をまたないところであると考えております。

その上で、支援の枠組み、役割分担について、現状あるいは経緯を、今までの歴史も振り返りながら挙げさせていただいております。国の役割といたしましては、国として支援制度の枠組みを整備するとともに、財政的支援等を行っているわけでありまして、地域公共交通活性化・再生法という法律があり、その中で事業者、自治体、多様な関係者が協議会をする。そこで計画を作成して、それに対して法律上の特例措置、あるいは財政的支援を行っているというものでございます。

乗合バスに対する補助制度でございます。10ページは現在の補助制度でございますが、歴史的にはバスについては昭和41年に国庫補助金ができまして、昭和47年に現在の制度の原型と言える地方バスの路線維持費国庫補助金が創設されました。その後、生活路線バスと呼ばれるものと、事業として成り立たなくなって市町村が廃止代替バスとして運行

することに対する補助制度として定着してきたのですが、この後者の廃止代替バスについては、平成7年度に地方分権、行政改革の流れの中で、地方の一般財源に委ねる、地方交付税で財政措置を講ずる、国庫補助の対象とはしないということになっています。

また、平成23年度から、今ご覧いただいている10ページにございますような、陸海空のモードを統合した補助制度である地域公共交通確保維持改善事業のもとで、国庫補助を行う制度となっております。

現在のバスの補助制度については、どうなっているかというのは11ページをご覧くださいと、大きく分けて2つのタイプがございます。左側でございますけれど、幹線バス交通は市町村を複数またぐような路線でありまして、1日最低運行回数3回以上なくてはいけない。あるいは輸送量も1回当たり5人と考えて、バスとしてふさわしい車両ということで15人以上、こういった要件を設定した上で収支差、赤字の2分の1を補助するということが1つあります。

右側でございますけれども、これは地域内のフィーダー路線と呼んでおりますけれども、これにつきましても一定の要件のもとで2分の1を補助するという制度でございます。

補助金額といたしましては、平成24年度では幹線の関係が約80億円弱、フィーダー路線が15億円ということになっています。地域別では、北海道が11億円でダントツでございますけれども、鹿児島県、福島県と続いている状況でございます。

それから自治体による支援でございます。これにつきましては、国の補助制度は、いわゆる協調補助と言って、地方の負担を義務づけるものではございません。地方も任意で支援をしておりますけれども、基本的には連動して同じ額の補助を行うということ。国の補助対象にならないようなところについても、各種の財政支援を行っております。

17ページにございますけれども、地方がどのような支援を行っているかということで金額だけお示ししていますが、右側をご覧くださいと、市町村の負担が年々増えているという状況がございます。具体的にどういった補助メニューがあるかというのは、全国で調査をかけておりまして、これにつきましても今後、報告書の中に盛り込むべき、あるいは分析結果を含めるべく、作業をしております。

また、補助とは別に、自治体は、例えば自らが事業主体となって運行費を負担しながらコミュニティバスや乗合タクシーでありますとか、白ナンバーの車を使った運送である自家用有償旅客運送、このような総合的な取組みで地域の足の確保を図っているというところでございます。

今回の評価でございます。私ども、ケーススタディーとして山形県と徳島県を取り上げました。人口の減少率ですと、山形県は全国で7位、徳島県は14位でございます。バスの輸送人員で見ますと、ご覧のとおり、この10年足らずで25%も減っておりまして、そういう意味で、人口減少とバスの利用者の減少が著しい地域であると言えると考えております。

ここにつきましては、資料3-1評価書の要旨の5ページをご覧くださいますと、先生方のご指導をいただきまして、ケーススタディーとして、利用しない人に対するアンケートでありますとか、各事業者の経営状況も含めてやっておりますけれども、その結果、大きく分けて3つの点で改善の余地があるのではないかと浮き彫りになっております。

1つが、バスを利用しない住民へのアンケートをやりましたが、そのようなアンケート自体がそもそも行われたことがない。あるいはアンケートで判明した、利用しない住民の意識の分析結果が、地域の関係者の間で全く共有されていないことがわかりました。

また、事業者の経営に関するヒアリングでございますけれども、やはり車両の問題。20年かけても車両を代替できない状況がございまして、老朽化が進行して、ますます利用者が減少するという悪循環になっている。このようなことが1つ見て取れております。

やはり利用促進の問題でございます。経営面で見ますと、人件費を削るしかないというところで、徹底的にやっているのですが、自治体との間で問題意識を共有できないという悩みがあるようでございます。そういう意味では、公共交通と言いながら、公共を民間が担っているという意識も事業者にはあるということでございます。そういう意味で、利用促進の取組みが必要だということは、掛け声倒れといいますか、口の上では関係者間で共有されているのですけれども、十分に効果的な手立てが講じられていないという事実があって、その結果、利用者数が減少の一途をたどっているという実情にあると見て取れます。

今後の政策への反映の方向でございますけれども、この3点を踏まえまして、3つ考えさせていただきます。やはり今後いろいろな支援策の充実に向けて検討・検証を進めていく上でも協議会が主体的になって、バス事業者任せにするということになしに、協議会が主体になって利用動向でありますとか、コストの動向とか、課題等をきめ細かくモニタリングして、その結果を補助申請額に反映させるような仕組みが必要なのではないかというのが1つ目でございます。

それから2つ目でございますけれども、車両更新の問題で、老朽化によってサービス面の低下ということで、先ほど悪循環を申しましたが、安全面でもゆくゆくは問題を生じる

ものでございます。そういったデメリットを克服する上でも、自治体により積極的に役割を担っていただきながら、車両の更新を加速させるという手法。これはほかのモード、船や鉄道で出てきている公有民営のような考え方が、この分野でもできないかという問題意識でございます。

それから3つ目といたしまして、利用促進でございます。これも掛け声倒れで終わらないように、効果的な実施を促進するという観点で、例えば利用促進の結果、このように増収になりました、それがインセンティブになるような手法を導入できないかと思ひまして、利用促進に関しましては、3-3の資料の22ページに埼玉県の場合ですけれども、地域ぐるみで取り組んだ結果、初めて乗車人員や売上が上回ったというような取組みもありますので、このような取組みの情報も共有しながら、より効果的なインセンティブになるような手法を導入することが必要ではないかと考えています。

こういった中身を、今後、報告書の中でもまとめていこうと考えていまして、3-2のフロー図、それから次のページの構成案ベースで、今後進めていきたいと考えてございます。

説明は以上でございます。どうもありがとうございました。

【上山座長】 ありがとうございました。

それでは、佐藤さん。

【佐藤委員】 現状分析は非常に詳細にやっていただいたと思うのですが、2点。

アンケート調査をやられたということなのですが、具体的にどのようなデータ、指標になっているのですか。

【瓦林旅客課長】 今日はアンケートの集計結果、分析結果を反映させられなかったもので、大変申しわけなかったのですが、山形県、徳島県でアンケート結果といたしましては、利用されない方を年に二、三回以下の利用者という頻度で抽出しまして、その人たちに、なぜ利用しないのですか、あるいは普段どういう交通手段に乗っていますかとか、どうすれば利用しますかとか、満足度はどうですかとか、ネットワークといったものをお聞きしてございます。結果については、まとめ次第、またお知らせします。

【佐藤委員】 それは報告書に盛り込まれるということですね。

【瓦林旅客課長】 もちろんでございます。

【佐藤委員】 あと、この前も申し上げたかもしれないですけど、これからどうなるか。高齢化に向けてと言っているのですから、これからどういう動向になりそうなのか。

高齢化が進んだ中で、バスの需要は今は赤字だけれど、これからニーズが伸びるのか、どのようなところで伸びやすいのかとかです。

今の現状はいいのですけれど、今後の見通しがわからないと、どういう地域のどういう路線はサポートして、どういう路線は切らなければいけないか、ということもあります。多分、例のコンパクトシティとか、まちづくりとか、ほかの施策との関係も出てくると思うのですけれど、幾つかのシナリオを考えないと、今はわかったけれど、これからどうなのという話が見えてこないということです。

それから、政策評価なので、もろもろの補助金だ、協議会の設置だというのが、あまり成果が出ていないのはわかるのですけれど、現状にとってどの程度プラスになっているのか、あるいはどの程度下支えになっているのか、あるいは全くなっていないのか。やはり政策評価なので、現状はわかったので、それが政策とどうリンクしているのかということと言わないとまとまりにならないかなと。

【瓦林旅客課長】 わかりました。

【田辺委員】 そろそろ席を外さないといけないので、コメントだけ申し上げたいと思います。

佐藤先生が今、言っていたことと一緒にすけれども、書き方は基本は昔よりどれだけ上がったかというのがベースになっていると思うのですけれども、ベースはそれではなく、右肩下がりになっているというのを前提にして、どのくらい需要が下がっていくのかをベースにしないといけないのではないかと思います。年20万ぐらい全国で人口は減っているわけですし、地域によってはさらに減少率は高いところもありますので、その人口減を前提として、例えば2000年度の同じような足を確保するとするならば、どのくらいになりそうかというベースラインを出していただきたいというのが1点。

それから2点目は、これも佐藤委員に言っていたことですが、その中で乗合バスが最終的な交通ネットワークになっているものは何なのかというところをはっきりさせていただければと思います。

3-3で調べた徳島県で言うと、バスはこんなに少なかったのというぐらい、円グラフではかみそりで少し入れたぐらいのところしか入っていません。そこは全体で見ると、ここの範囲は必ず足としてこれ以外ないからといったところの範囲をある程度ははっきりさせると、そこに対してどういう施策を打てないかということがわかってくるのではないかと思います。

アンケートのところは、なぜ利用しないのというのは、利用改善に結びつく、選択行動を左右する部分にほかの手があるかもしれませんので、ここは貴重なデータだと思いますので、きっちりやっていただきたいというのが3点目です。

最後の4点目は、市でやるのか、県でやるのか、国でやるのかというところの切り分けはかなり重要な気がしています。本当に危なくなったら、市は絶対に維持を図るかもしれない。ただ、それではだめだという部分があるかと思いますが、補助のスキーム等々に関しても、例えば車両の変更等は市では無理だということであれば、そこに特化すればいいわけですので、ある種の役割分担に関する方向性のようなものを評価を通じて出していただければ、より明確な形になるのではないかと思った次第です。

以上、4点を申し上げました。

【山本委員】 素朴な疑問をいいですか。1日当たり15人ぐらいが原則らしいのですが、そうすると一番重要なことは、乗合タクシーであるとか、コミュニティバスとの合理的な分担がないと思うのです。その一定のガイドラインなり、指針をお出しになるということが、多分今回の政策評価を踏まえた最大のメリットのような気がするのですが。恐らく乗合バスだけのメニューではないはずなので、その辺をぜひご検討いただきたいと思います。

【瓦林旅客課長】 はい。

【上山座長】 ほかの方、どうですか。

【加藤委員】 では、私も1つだけ質問します。先ほど言われた意見と近いのですが、ご指摘の問題ですが、バスだけで解決できない問題だというのは明らかな話です。そうすると今回はバスの利用者数をもとに議論していますが、本来調べるべきなのは、住んでいる方のモビリティが確保できているのか、あるいは、その人たちがきちんと社会参加できるのかという点であって、結果として、もしかしたらバスではない手段のほうがよいという結論も出得るのではないかという気がします。

そう考えると、各地域が自分たちの地域交通のあり方を選択できるという状況において、バスの位置づけが地域ごとに違っているということを、国としてはどう捉えるべきかということ自体が問題の対象にならないのでしょうか。

【瓦林旅客課長】 いろいろご意見、ご質問ありがとうございます。

まず役割分担と関連してくるのですが、役割分担の中で言いますと、現在の補助対象が15人ということで、1日3便、これが1つ国としては最低限必要なバスとしてふ

さわしい輸送が行われる単位として、そこで見て1つ役割分担の線を引いていて、それを下回って、なおやりたい場合は自治体の独自の支援でやっていただいているという分担関係がまずあるのかと考えております。これがそもそもいいのか、悪いのかというところはあるのですけれども、自治体もそこは理解していただいて、国と自治体の間では役割分担が成立しているところかと思えます。

モビリティの関係で申しますと、今回ケーススタディーで、利用しない方に、普段どういう動きをされていますかということは伺ってしまして、当然利用されていない方ですから、88%ぐらいがマイカーでということになります。他方、同時にバスについて、あなたは乗っていませんけれども必要ですかと聞いたとき、地域として高齢化が進む上で必要だと回答される方が半分弱ぐらいいらっしゃいまして、そのために乗りますかということについては、4割ぐらいの方が、利用促進の取組みがあれば参加したいとおっしゃっているものですから、その辺が今後の展望の1つのきっかけになるかなと考えています。

人口減少との関係で申しますと、例えば、先ほど山形県、徳島県それぞれの人口減少率が全国で7位と14位で、ただ、減っていると言っても年間で0.6%であり、人口減少を上回るスピードでバスの利用者が減っているという状況がある。ただ人口減少と肩をそろえて減っているわけではなくて、それ以上のスピードで減っているということは、やはり改善しなければいけない部分があるだろうと考えております。

【上山座長】 私からもあるのですが、まとめ方の話です。全体的にできるだけ今後の課題を先取りしてやろうという意欲の感じられる作業をやっておられると思う。けれども、まとめ方のところが少し難しく、現実をきちんと見ようと思うと、やはり都道府県とか市町村の政策とか支援とか、そこもカバーしないといけない。それは今回、調べただけで随分進歩というか、1つはそれ自体が価値があると思うのです。

それからもう1つ、利用者目線です。なぜ乗らないのかとか、NPOバスなどの話も、あるいはほかの交通手段という話も、利用者目線というところに視点を置くから出てくる話だと思うのですけれど、意欲的にやればやるほど、データが手に入らない。

それから、課題ではあるが、過去やったことが評価という形でまとまっていかないので、章立てを見直したほうがよくて、資料3-2の裏側に構成案がありますけれども、多分最初の第1章のところ、今回は利用者目線とか市町村も含めたトータルな支援の姿を調べると。調べたこと自体が、とてもチャレンジなのだと言ってしまったほうがいいと思う。「国交省の担当部門がやっている施策の評価ではなくて」というのを最初にきちんと

と言って、その上で、第2章で「現状はこうです」と。第3章では、NPOなども入れてもいいと思うのですけれども、いろいろな人がいろいろな形で助けていますと。何とかやっているが、だんだん国ができることの限界も見えてきていますということで、3章のところでは、多分NPOとか市町村がやっているのに対して、どうやって国がコーディネーターしていくとか、あるいは専門プロとしての知見を、素人の自治体の人たちにどうやって提供するかとか、何かその辺で、ある意味では第1部終わりのようなことがあってもいいのではないかと思いますのです。

つまり第6章をまたずに、3章でこれまでやってきたことの総括をやってしまったらいい。4章、5章はセットにしたほうがよくて、今後外部環境はさらに過酷になるということです。今の章立てだと、山形、徳島という特殊な地域というか、人口減少地域の話が4章で、5章が将来の日本ということになってしまいます。しかし、実は、将来の日本の先行指標が山形、徳島なので両方まとめてしまって、今後の超高齢化社会に向けたバス支援のあり方のような感じで、ここは自由にのびのび書いてしまったらどうかと思うのです。

山形、徳島の話はケーススタディーというよりも、モデル分析。ケーススタディーというと、何か実験的な変数を入れて、その結果何が起きるか見るという感じ。これはミクロスタディーと言いますか、モデル地区の精査を今回はしてきましたと。それで市町村やNPOの役割とか、住民の意識とか、従来国交省が普通には見ていなかったことまで見たら、いろいろなことがわかりましたと。これは将来の日本の姿なので、そこで考えられる新しい政策は、こんなことがあるのではないかというような可能性を出す。本当はここら辺で有識者の意見が入るともう少しきちんと整理できる。

そういう意味で、第6章は要らない。3章と4章、5章をくっつけたところで、それぞれこれまでの評価と今後の課題という形を出していけばいい。

切り口は結構いい着眼だと思う。全部背負い込まないよという感じです。あとで国交省が全部頑張りますからという感じで6章で押さえようとすると、破綻すると思います。頑張ってください。

【瓦林旅客課長】 どうもありがとうございます。

【上山座長】 では、よろしいですか。

では、3つ目のテーマに行きたいと思います。地理空間情報の整備。

【井上総務部長】 国土地理院でございます。よろしくお願いいたします。

お手元の資料の国土地理院の部分ですけれども、資料4-1、それから資料4-2、そ

れから絵解きの横遣いの資料になっています。

基本的に絵解きの資料でご説明を、これまでやってきたことをもう一度お話をさせていただきたいと思います。我々、地理空間情報の整備、提供、活用ということで、これまでやってきたわけであります。

次のページになりますけれども、長期計画というものがあまして、これを更新してきているわけで、その中で常に地理空間情報の整備、提供、活用ということをやっています。そのことによって新しい社会、中段にありますような安全・安心だとか、暮らしやすいとか、環境問題あるいは地域振興、新しいビジネスの創生といったことについて、地理空間情報の活用がどのように作用していくのかということもイメージしながら、取組みをしてきているというのが国土地理院の基本であります。

次のページなのですが、我々のやってきた具体的な施策を①から⑪ということでカテゴライズいたしまして、それぞれの実施状況ですとか、あるいはそれが社会的な効果としてどういうものが出てきているか。ここについては特に過去を振り返ったときに、やはり東日本大震災の対応ということが特出し的なテーマでありますので、そこも押さえながら、どのような効果があるかということ踏まえて、達成目標ですとか、これからの新しい社会へ向けて、どのような役立つことができるかということをもとめていきたいというトライアルをしてきているところであります。

その中で、次のページに行きますけれども、特に国土地理院のプロダクト、早い話が地図だとか測量の成果ですけれども、これがどのようなところに、どのように使われているのかということ进行分析することを、今回の政策レビューの1つの目玉にしたいと思っております。1回目のご指導いただく場でも申し上げましたが、産業連関表的なアプローチをしていきたいということをお願いして、準備を進めているところであります。

それからもう1つ、これも前回議論がありましたが、地理院というのがあまり世の中に知られていないのではないかとということ、若干、我々気にしたところがありまして、一般を対象にしたモニター調査も踏まえて、どのように地理院というものをPRしていくかということも考えていきたいと申し上げたところであります。

大体その辺が大きな問題意識と言いますか、我々としてやっていきたいというところだったわけですが、次のページは我々の取組み状況ですとか、それから東日本大震災の対応状況ということが書いてあります。

先ほど言いました、取組みの主眼としたいということで1つ、産業連関的な分析という

ことで、現在取組み中でありますけれども、少し字が小さくて申しわけないのですけれども、我々の業界を大きく5つぐらいに分類をしています。まず一番川上にある国土地理院を含む国や公共団体、それから測量会社、それからさらに測量をもとにして地図を調製するという業界、そこから先はそれを主に活用していくというところに移っていくかと思えますけれども、プラットフォームですとか、さまざまなアプリという形で捉えて、大きく5つのグループと言うと言い過ぎですけれども、プラットフォームとかソリューションはグループと言われるのは心外かもしれませんが、いずれにしろ、この5つに分けて5行5列の、その他を入れれば6行6列かもしれませんが、そのような産業連関的なつながりを、まず押さえて、その上で、ここはさらにトライアルの二乗になってしまうのですけれども、実際に簡易であっても金銭波及効果のようなことを調査していきたいと思って、現在進めているところです。

大分上のほうのプロダクトのかかわりというところについては、ある程度わかってきたところもあるのですが、金銭的なところにつきましては、なかなか難しいところがあります。いわゆる標準産業分類の基本分類にすら、測量はなっていないものですから、その中でどうやって各産業、例えば測量会社なら測量会社の売上高というものを押さえるかというのがあります。そのようなこともある中ではありますけれども、仮にもこのようなことをつくっていかうと考えています。

これは今、網が掛かって非常に見にくいのですけれども、今このような形でやっていくと、例えば、政府支出ということになるかもしれませんが、地理院の支出を1増やすと、いわゆる生産誘発効果が約2ということが出てきたり、あるいは地図の売り上げ枚数が大体1,000万枚ぐらいあったのが、今、100万枚を切っているのです。10分の1なのですが、仮に昔の地図の売り上げに戻ったとすると、最終需要の中の民間消費になりますけれども、どのぐらい波及効果があるのかとか、あるいは国土地理院の1つ川下の測量会社、もう1つ川下の地図調製会社との間で測量法に基づく複製承認だとか使用承認という手続があるのですが、こういうものを活発化することによって中間投入、中間需要というあたりが、より活発になってくると、どのような波及効果が出てくるのかとか、そのあたりを少し仮にも数字的なもので押さえながら、測量グループという中でのかかわり合いを、これからどのような方向としてやっていくように努力していったらいいのかというあたりを、政策レビューの1つのアウトプットとして位置づけて、それを冒頭にご説明しました長期計画、これは今年から10年間を見据えてつくろうと思っているのですが、そ

の中に反映していきたいと思っています。

現在、我々だけの十分なところもないので、外部委託等も視野に入れて、この辺を完成していきたいと鋭意取り組んでおります。

それからもう1つは、東日本大震災のことを申しましたが、やはり防災という観点は、国土地理院にとって非常に重要な要素だと捉えておりまして、防災ということについて、国土地理院が何をできるのかということ考えたときに、現在予算を要求しているところなのですけれども、政府のさまざまな防災に関する情報を横ぐし的に国土地理院の地図上で再現して、被災状況であるとか、住民の避難の状況がたちどころにわかるようにしていくということが、これから地理院に求められる1つの成果ではないかということで、そのようなものも打ち出していきたいと思っております、それもレビューの結果として位置づけをしていけたらと思っております。

説明が短いかもしれませんが、そのような方向で進んでおります。以上でございます。

【上山座長】 ありがとうございます。

【井上総務部長】 すみません、先生。以上のようなことを踏まえて、資料4-2に戻っていただきたいのですが、政策レビューの評価書の章立てということで、大体このようなイメージで進めていきたいと思っております。

第1章は評価の概要ということで、ここはある程度決まりきったことを書くかと。第2章で業務の概要で、沿革ですとか体制ですとか、その辺を書いた上で、3章、4章、5章が肝になってくるかと思いますが、3章におきましては整備、それから提供、活用という3本立てについて、これまでやってきた取組み、それから東日本震災における対応ということを振り返って要点を書き出すということです。

それに加えて、少し詳細な分析をするということで、このレビューの肝である産業連関表による分析を、ここで紹介をしていきたいと思っています。

第4章は、今の3章を踏まえて評価結果と課題ということで、1つは、施策の実施状況からの課題ということで、整備、提供、活用についてそれぞれどうしていくべきかということを取り上げていきたい。

それから2つ目、調査結果からの評価というところにつきましては、産業連関表からの評価をもとにして、どうしていくかということを書いていきたいと考えています。それらを総括して今後の対応方針というところでまとめて、長期計画というところにボタンタッチをしていきたい。非常に粗いですが、そのような形で考えているところで

す。

以上でございます。

【上山座長】 それでは、工藤先生どうですか。

【工藤委員】 今まで個別の打ち合わせ等で進んできているのを、今日まとめてお話しいただいたので、今回の地理院の地理情報についての問題というのは、ほかのレビューとかなり大きな性格の違いが幾つかあって、そもそも地理院の提供している情報、あるいは提供しているサービスそのものは国民に直接行く性質のものとか、国民に直接見えるものと若干違う。その間に専門の業者が入ったり、最終的なプロダクトが、例えば今日出た乗合バスのような形で国民に対する直接サービスになっているようで、なっていないという問題が、実はレビューを難しくしているし、地理院のサービスの内容を難しくしているところがあるかと思います。

その中で、まだ全部はできていないというのが若干ありますけれども、資料4-3で言うところ、6ページにある産業連関分析的なところで、実際に縁の下の力持ち的な地理院の情報が、どのように実際には最終的なサービスの受け手である国民に、別々な形を経ているのだけれども、最終的にはこのような形で届いているというのを分析するのは、今までやっていらっしやらなかったということなので、これを完成させると、相当流れがわかるのではないかと思いますので、完成を期待しております。

もう1つは東日本大震災の問題で、相当詳細なデータが早い時期にできたというのは、今までの知見とか、今までの蓄積があるからできたことなのですが、実際いろいろ調査をかけてみると、国民は知らないという、またその事実突き当たるわけで、そここのところは実際の情報の流れがどうなっているのかを確認する中で、今後の施策に結びつけていかれるというのは、見えてくるといいのではないかと思います。

章立てについては、非常にクラシカルな感じかと思うのですが、今までに地理院は、改めてこのような形でやっていないので、ある程度最初のほうの押さえなければいけない情報として、ある種しようがないのかなという気がしていますが、実際にはここで言うところ3章の3の具体的な分析ができ上がってくると、もう少し立体的になるのかと。

今後、この情報をどうするのかとか、あるいはグーグルとか、ほかのいろいろな手段や、別のソースが出てきたときに、今後どうするかという問題ができるといいのかもしれないのですが、現状では時間的とか、分析が実際できるかできないかという問題が残るかと思いますが、順調に行っているのではないかと思います。

私からは以上です。

【加藤委員】 資料を拝見させていただいて、縁の下の力持ち的に頑張っているのはよくわかったのですが、どうも活動がパッシブであるように聞こえました。例えば、地震が起こったから対応します、というような事後対応的な印象を受けます。以前もそのような議論をしたような気がするのですが、そもそも日本の地図のレベルは、世界の中でどれぐらいの位置づけにいるのでしょうか。日本のレベルは高いと僕は信じているのですが、もしそれが高くないのであれば、高くしなければいけないと思うし、きわめて高いということであれば、それほど高い必要性をきちんと説明しなければいけないと思います。日本の地図情報サービスの必要性を、他国との比較を通じて、日本の空間特性や、地震災害の多発地域であるという特徴とうまく結びつけることによって説明すれば、頑張っておられることが、より国民に理解されやすくなるのではないかと思います。

【上山座長】 私からは、今後の話なのですが、4-1の政策への反映の方向が、抽象的で、少し総花的過ぎるかなと。先ほど工藤さんもおっしゃいましたが、3章の調査結果が出てこない、なかなか書けないと思うのですけれど、一層全ての分野について頑張りますと平板に書かれると、全体の信憑性にも影響してしまうので、かなりスペシフィックに。

1番目のテーマの不動産市場のときにも申し上げたのですが、全体を網羅的に抽象的に書かずに、具体的に今回作業をやった結果、この辺がしみじみ大事だと思った、あるいは新しい観点から、このような切り口がいいと思ったという形で書いていただきたい。

これは何か前半から断絶していて、前半は評価をやった人が書いて、後半は誰か予算担当の人が書いたような雰囲気ですから、断絶のないまとめ方をお願いします。

【工藤委員】 少し確認。先ほどの加藤先生にも言っていた国際比較の話は、途中でやりとりしているときも出たかと思うのですけれど、その辺は、その後、資料は集められたのかどうか、もし、おわかりであれば、教えていただきたいのですけれど。

【井上総務部長】 すみません、まだその国際比較のところまで手が回っていない。ただ、既存のものがありますので、その辺はよく調べるようにしてみたいと思っています。

【工藤委員】 それでしたら、注文というか、お願いなのですが、もし可能であれば、特に東日本大震災の後のわりと早い時期から状況の変化とか、詳細なデータを出されていると思うので、例えば災害情報の提供などに関する部分で、もしも国際比較できるのであれば、非常にインパクトがあると思うので、全般的にやるよりも、何かスポットでわかり

やすい比較ができるとインパクトもあって、今回の目玉になると思いますので、もしその辺がフォローできるのであれば、そういったデータを出していただくといいのではないかと思います。よろしくお願いします。

【井上総務部長】 検討します。

【上山座長】 それでは、よろしいですか。

それでは議題の1番は終わりました、2番です。政策レビューのフォローアップについてに移りたいと思います。

【末吉政策評価企画官】 その前に、資料1で今後のスケジュールを説明させていただきます。資料1の下段にございますように、本日第32回評価会で先生方からまた貴重なご意見、ご指導賜りました。1月の中旬までに各部局におきまして精度を高めた報告書案を作成しまして、1月の中旬ぐらいに各先生方にお送りしまして、再度ご一読いただきまして、言った意見が反映されていないではないかとか、また意見をいただきまして、何とか1月下旬から2月末ぐらいまでを目途に評価書案を修正して、3月末には評価書の決定と公表というスケジュールで行きたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

引き続きまして、議題の2に移りたいと思います。資料5-1と5-2をお願いいたします。資料5-2は平成14年度から昨年度までの76のテーマでございますので、基本的に資料5-1でご説明申し上げます。

趣旨・目的でございますけれども、今申し上げましたとおり、今まで11年間に76のテーマについて評価を実施してきてございます。今回、評価結果が政策へ反映され、政策のマネジメントサイクルが機能しているかどうかを確認することを目的に、これまで行ったレビューのフォローアップを実施してみたということでございます。

右下にPDCAサイクルの図がございますけれども、政策レビューは、この図の右下のCheck、分析・課題抽出です。これをレビューした結果、オレンジ色の箱がございますけれども、政策への反映の方向性というものを打ち出していますので、これが次のActionの方に反映されているかということで、政策の改善、反映にどう取り組まれているかということを確認しようということでございます。それが手法でございまして、取組状況及び取組内容につきまして、各担当部局にアンケートを実施してございます。そして取組内容を類型化し、また取組時期についても整理するということです。最後のページの7ページにアンケート様式を掲げてございます。7ページ目の左下に各レビューをやったときに打ち出した政策への反映の方向を記載し、それに対して右側に、いつごろ、どのよ

うに取り組んだかということを書いてください、という形式でアンケートしました。

そして、さらにその右下に総合評価ということで、担当部局で今まで取り組んできたことに対してAかBかCかNかという評価を記載してもらいました。これは定量的ではなく感覚的になっているのですが、自ら評価してください、という形式でアンケートを実施してございます。

2ページ目をお願いしたいと思います。政策レビュー実施後の取組状況ですが、先程76テーマやたと申し上げたのですが、この絵の一番下のアスタリスクにございますように、76テーマのうち2テーマは中間評価等ということでやっていますので、実際は74テーマとなります。現在集計できているのが73テーマでございます。約79%がA評価、21%がB評価ということで、CとかNはなくて、基本的に進んでいるとなっています。79%は約58件になります。

また、レビューを実施してから経過年数ごとに整理しますと、平成23年、24年と2年以内のものは16件ですが、A評価が約6割、B評価が4割です。3年以上経てきますと、3年から5年が16件ですけれども、8割方A評価に上がっています。さらにそれ以前の実施となりますと数が多くなるのですが、80数%がA評価になっているということで、レビューしてから着実に進んでいるという評価は、やはり3年ぐらいかかるのかなと。当然1年目、2年目でもA評価のものもありますが、それらのパーセンテージが上がるためには3年ぐらいかかるのかなということこれから読み取ってございます。

次のページをお願いいたします。3ページ目には、政策レビュー実施後の取組内容です。政策レビューというのはテーマの中が非常に広いので、方針に対していろいろな打ち出し方があるのですが、箱の下にございますように、情報発信とか法改正、それから業務改善、次のページにあります予算、それから組織・人材確保、あと税制ということで分類いたしまして、どういうものが多いか整理してみました。まだ精査中ですが、大体情報発信関係が35件で最多となっています。情報発信というのは情報収集・提供ということで、例えば平成16年度に実施しました「台風・豪雨等に関する気象情報の充実」というものでは、きめ細かい台風予報のため、平成19年から新たに発生した台風に対して、3時間刻みの予報や最大瞬間風速の付加を実施したということで対応した、となっています。法改正では、平成15年度に「土地の有効活用」というテーマをやっているのですが、土地に関する情報の整備・提供を図る一環として、不動産鑑定評価制度を充実させるため、平成16年度にこの法律を改正し、不動産鑑定士の資質向上を図るための

資格取得制度の見直し等を実施した、ということで、以下、業務改善が34件とありますけれども、これらの6分類につきまして、数を出しました。

これらを整理しますと、5ページ目の図になります。取組は、基本的に1つのテーマで同じ分類のものは1つと整理してはいますが、大体163になります。左下がレビュー実施後の取組実施時期ということで整理したものです。特に1年目に60数件ということで、政策レビュー実施の翌年度に最も多く取り組まれているとなっています。そして3年目以降取組が10数件ですから、大体3年目ぐらいまでの間にほとんど取り組んでいるということが読み取れるかと思えます。

右の図は、先ほど申しました6分類に対しての取組の状況でございます。ブルーの①番の情報発信と、下から2番目の⑤番の組織・人材の紫色、これがレビュー実施した年度から取り組んでいるということで多いのですが、ほかの法改正とか業務改善、予算とか税制というものは政策レビューした翌年度にやっているということでございます。

最後、6ページ目でございます。このようなアンケートをした結果、政策レビュー実施後着実に取組が進められていることを確認できたと思っております。ただ、政策レビューの実施が、本当の政策の改善・反映に真に効果的であったかどうかということまでは数字を確認していないので、できていない状況でございます。このため、今後、政策レビューの効果について、もう少し分析をしたいと思っております。

具体的には、政策レビューの前後におけます関連する各種のデータの変化から、有意義な傾向が確認できるといいかと思えます。当然、我々政策レビューを実施しようが、しまいが、いろいろと法律改正とか取り組んでいるのですが、特に政策レビューを実施した後、今、申し上げたように3年目ぐらいに変わったとか有意義なデータが出ますと、政策レビューすると大きく変わっていいということになると思っております。

現在、調査結果はこのような状況ですけれども、このような切り口で、このような分析をしたらいいとか、また、このような整理ができたらいいのではないかというご助言等いただければ幸いです。よろしく願いいたします。

以上です。

【上山座長】 ありがとうございます。

これについてはいかがですか。今後に向けた助言などあれば、ぜひ。

【山本委員】 助言というほどのものではないのですが、審議会等も当然、政策レビューに関連して、同時にされていた場合もあったと思うのですが、政策レビューと

審議会の活動と直接関係ないのだけれども、非常に新たな試みをされたというのが、多分独自の効果だと思いますので、セットでやったほうが、よりダイナミックな効果が出ているものもあるかもしれませんが、その辺を少ししていただければという感想です。

【末吉政策評価企画官】 ありがとうございます。各テーマについて、関連する審議会でどのように出しているかということも、あわせて整理できれば、してみたいと思います。

【上山座長】 私からですけれど、76ありますが、76のタイプが幾つかに分かれています。5カ年計画が終わりかけているときに、定例行事的にレビューをかけているものがあって、形式的には政策レビューの結果、次の計画ができたということになっている。けれども、レビューがなくても、もともと法律に5年ごとの更新のようにになっているような自動更新的なものが結構多い。そういう意味では、反映されたというところがうそではないけれども、もともと反映される前提になったような作業も入っている。タイプを少なくとも2種類に分ける必要がある。アドホック的なものと、定例業務的なレビューテーマでは少し違う。

ただ、5ページの右側のデータがなかなかおもしろくて、各局ある程度よく考えて回答していただいているとうかがえる。予算、税制、お金絡みのものはさっさと動いて、3年後には店じまいしている。やはり活かされているなど。それから、組織・人材、業務改善は、やはり時間がかかっています。

そういう意味で、ここらうかがうに、今回の調査は、きちんとそれなりに深く点検していただいた結果が調査票に書かれていると、全体の数値から読み取れる。

76全体で十把一からげではなく、もう少し分類した上で見ていく必要があるのではないですか。

あと、局別というのを、ぜひやってもらいたいです。

それから、どんなテーマをやったのか。これは別にフォローアップではないのだけれど、そもそも76はどんなテーマだったのですかという局別分類とか、あるいは規制とか税制とか、それ自体がもともとカテゴリーがあるので、その分析のようなものも、セットでまとめるときには出されたいと思います。

【末吉政策評価企画官】 テーマ自体は、資料5-2に1枚ものとして76ヶ付けていますけれども、今いただきましたように、国土形成計画を作りますとか、そのような計画を作るというのは、対応は、「作りました」という形で、他になかなか無いのです。その他、おっしゃられたアドホック的な業務の方が、「これは対応した」、「これはやった」

というのが一番多いので、少し分類し、少なくとも大きく2種類には分けて、計画や法律的にやらなくてはいけないということでやったものを整理してみたいと思いますし、局別についてもトライしてみたいと思います。

【工藤委員】 それに関連していいですか。上山先生がおっしゃったようなテーマの性質というのも、恐らくは5ページの右側に影響するのだろうと思うのですがけれども、私が個別のレビューの担当になった経験から言うと、5-2を見ていて、例えば、かなり多くの部局が関係していて、部局間調整が必要なものと、そうではなくて、1局が主に担当しているもので、相当レビューの性質も違いましたけれど、レビューの後のフォローの仕方も違ったので、場合によっては事業局だけではなくて、総合政策局が絡んでいるものとか、大きいものだと大臣官房が入っているとか、あるいは全部局に関係しているものとか、組織体による差というのも、5ページの右側で言うと、業務改善とか組織・人材というのの反応がゆっくりで、かつずっと続いていくというあたりに、もしかしたら関係していると思うので、76のテーマについてどうなっているかという分析のときに、計画との関係性と同時に、関係していた部局の数とか、その性質とか、範囲とかも分析すると、かなりいろいろなことが見えてくるのではないかと経験則的にも思うので、少し分析していただくと有効なデータが出るのではないかと思います。もし可能であれば、やっていただかないかもしれません。

【末吉政策評価企画官】 アンケート結果でいただいていますので、今いただいたお話のように、取組内容がどういうテーマで切ったときにどうかとか、いろいろな切り方で整理して、1回見ていただければと思います。

【上山座長】 あと、調査票の中身に関して、評価官室の方で抜き取りチェックではないですが、ヒアリングはされるのですか。

【末吉政策評価企画官】 なかなかはっきり書いてくれないところは、例えば年度とか、もう少し教えてくれということはしております。十数年前にやっているテーマもありますので、その後、実は再度3年前に変えてしまったとか、何回も変えているものもあると思いますので、そこまで昔に遡るのは時間がかかるということで、実施年度とか書いていないものは、できる限り聞き取りをして、レビューしてから何年後に一番最初に取り組んだかが分かるように、聞き取れるものは聞き取りをしております。

【加藤委員】 ぜひともインタビューをやっていただきたいと思います。というのも、今回の政策レビューのフォローアップの目的の1つは、政策レビューそのもののPDCA

にもあると思うからです。我々が行ってきた政策レビューが妥当なものなのかどうかということが、現場の人の声を聞くことによってより正しく判断できるのではないかと思います。特に伺いたいことは、政策レビューそのものの費用対効果を、現場の方々はどう感じておられるのかという点と、政策担当者にとって政策レビューを実施してよかったことは何だったのかという点です。

恐らく政策が改善されたという意味でのよさもあると思いますが、携わった方々の一種の学習効果もあったはずですので、自分たちのやっていることがより深くわかるようになったなど、現場の方々の声を把握できると、我々のPDCAにとって有益だと思いました。

【末吉政策評価企画官】 全部はできるかどうかわかりませんが、特に最近のものは少しピックアップしながらということと、先生がおっしゃられましたテーマ、大きく取り組んでいるものとか、その辺を中心に幾つかでもできればヒアリング等をしてみたいと思います。

【上山座長】 そういう意味では、最後、報告書をまとめるときに、ここの委員がレビューのやり方に関してどう思っているか。過去1年の議事録を見ると、何回か言っているけれど、テーマの選び方について申し上げているので、その辺も一緒に入れておくと、どうせまとめるなら参考になると思います。

【末吉政策評価企画官】 一部データ分析については業務委託等を使いながら実施する予定ですので、何とか年度内にまとめて、来年4月に1回目の評価会があると思うのですが、その席で、このような形になりそうですということをご報告できればいいかなと思っております。

【上山座長】 私的には個別指導方式に変えて、中身が深くなったなと思ってはいますけれど。

【加藤委員】 そうですね。おっしゃるとおりですね。

【工藤委員】 それは間違いなく。

【上山座長】 我々も大変になりますね。

【加藤委員】 我々も勉強しています。

【上山座長】 それでは、よろしいですか。

それでは最後の議題、基本計画改定について。

【末吉政策評価企画官】 それでは、資料6をお願いいたします。資料6の2枚目以降が、現在の評価の基本計画でございます。現在の基本計画が21年度から25年度という

形になっております。今年度で終わるということで、基本計画を新たに改定するなり、作成する必要がございます。国土交通省の基本計画は、改定する項目があるたびに改定してきておりまして、特に実施期間が終わったので全く新しいものという形になることは想定しておりません。資料の1枚目に戻っていただきたいのですが、計画期間の基本的な5年間で26年度から30年度に変えるということと、その他、字句の適正化ということで軽微な修正等を現在想定しているところでございます。

特段、新旧対照表で、これはここまで変えますという大きな項目は想定しておりませんので、本日は各先生方から今後の評価に当たって、このような項目があるのではないかと、幅広にいろいろな意見をいただければ、ぜひ検討して改定できればと思っておりますので、自由なご意見等いただければと思っております。

【上山座長】 いかがですか。

どうぞ。

【白山委員】 自由な意見ということで、言わせていただきます。ここには山本先生もいらっしゃいますけれども。

今現在、国の公会計改革の進展の課程の中で政策別コストというのをつくって、それを開示しています。一番後ろの20ページの、国土交通省ですと13の政策目標がございますけれども、この政策別コスト情報自体は非常にまだ粗いレベルのコスト情報なので、大括りの政策の1から13までは、一応、ヒトにかかるコスト、モノにかかるコスト等を全部つくっている。しかし実際のところ、それが使われていないという、つまり、ただつくっておしまいというような状況になっているのです。今後それを政策評価にどのように有効に使っていくかという視点、そのための調査研究を含めまして、一番先進的な政策評価を実施していると言われている国土交通省において、何らかの調査研究レベルと言いますか、方向性のようなものが検討されてもいいのではないかと日ごろから思っております。

現実的に、今の政策の実施及び評価等に関するPDCAサイクルの中に、政策別コスト情報を織り込むのは、すぐには無理だと思うのですが、何のために政策別コスト情報をつくっているのかという話もありますので、政策評価と何とか絡めることはできないのかというのが以前から思っていたところでございます。

私も、具体的にどうするのだと言われると、まだほとんど何もアイデアはないのですが、それは視点としてはあってもいいのではないかと思っています。

【上山座長】 では、私から2つあるのですけれど、15ページの真ん中あたりに、4

その他専門的知見からの意見・助言の聴取というのがある。これ自体はいいことなのですが、この3行目、「関係する審議会の意見等第三者」というのは一般国民的には違和感がないでしょうか。審議会の委員に第三者性がどこまであるのかということです。審議会の委員が個人として専門家である場合はあると思うのですが、例示としてこれを挙げる必要はないのではないかと思います。

【末吉政策評価企画官】 はい。ありがとうございました。

【上山座長】 それが1つと、それから17ページの「政策統括官（政策評価）」というのは、意味がわかりません。担当部門ということなのですか。

【末吉政策評価企画官】 それは政策評価担当ということです。

【松田政策統括官】 担当です。

【上山座長】 これはわかりやすい言葉にしましょう。

それから、アとイとあるけれど、これは相互牽制、相互補完という書き方になっていて、違和感がある。何かがあった後で、注として相互牽制、相互補完を特に重視しろというのであればわかるのだけれども、何かよくわからない。

それから、主たる業務が何なのかというのを書くのか、書かないのか。セクション6の位置づけがよくわからないところがある。基本計画でどこまで書くのか。もともと別のところで担当部門が何をするか書かれていると思うので、ここでいろいろ書く必要があるのか。留意事項であれば、留意事項として相互牽制が特に大事だと書けばいいような気がします。何か設置法の延長線上みたいなことを、ここに書き出して、所掌業務を全部書くようになってしまうので、少し違和感がある。

6はそもそも別の話。実施体制に関する事項ではなくて、これ自体を留意事項とか別の形で相互牽制的なことは言ってもいいかなと。

それから、相互牽制とともに、もう1つ重要なのが、外に対する発信だと思うのです。今回のレビューの中間報告なども、多分他省庁はあまりやっていない作業で、かなり先進的だと思うし、ニューパブリックマネジメントの行動変革なども、結構プロの間では評価されている。政策評価市場というのがあるので、その中で国交省はこんなに頑張っていますというのを積極的に外に言うことで、各局も頑張るというサイクルに入っていく。先ほども出ていた我々自身のPDCAの話もあるのですが、政策評価のやり方自身に関する情報公開とか、外部への発信とか、庁内啓蒙とか、そのような役割をそろそろ入れたほうがいいと思います。まだここには制度を回すだけで必死という時代の色が、濃く出て

いる。次のステージを考えていただくほうが大事かもしれない。そういう点も入れてもらったほうが良いと思います。

【山本委員】 先ほどの白山委員のことから言うと、11ページに、わりあい国交省は先端的なことで、既にお書きになっておられるのです。対象とする政策のところ、政策評価の単位と。もし、ここに国交省としてほかの省庁より公会計にも力を入れているという意思表示をされるおつもりがあるとするれば、「対応させる」の後に、この際、政策コスト情報の積極的な活用を図るとか、検討するという事を入れれば、よその部署よりも、うちは非常に進んでいますという意思表示にはなるし、実際そういうことをしなければいけないのですけれど、財務省自らが、そのようなことにそれほど熱心ではないのです。そのような方法はあるという、これは個人的な印象です。

ほかの委員の方からご賛同いただければの話ですけれど。

【上山座長】 会計情報の整備、活用自体を、むしろレビューのテーマにしていくというのはあるかもしれません。

【白山委員】 それはいいかもしれないですね。

【加藤委員】 一言だけよろしいですか。私も情報公開はとても大事だと思っています。当然ながら、他省庁、日本国民、NPOに対する情報公開も大事ですが、そろそろ海外にきちんと情報発信したほうがよい時期に来ているのではないのでしょうか。例えば、海外の投資家が日本を見たときに、政策意思決定の仕方が不透明であるという印象を持たれている可能性があるので、国土交通省では、政策レビューをきちんとやって丁寧にPDCAを回しているのだということアピールしたほうが良いと思います。また、それ以外にも、日本のODAにおいて、途上国から日本の政策プロセスを知りたいという要望を受けることが多いですが、日本ではPDCAを回しながらしっかりと政策を実行していることをアピールする必要があると思います。特に、国土交通省は、近年、インフラの海外展開を主張されていますので、その点でも何か活用できるのではないかと期待します。

【工藤委員】 よろしいですか。何かどんどん自分の首を絞めるような話がたくさん出てきているのですけれど、細かい話なのですけれど、先ほど上山先生が指摘されていた政策統括官のところの最後のところは、よく考えてみると誰が何をやりますかという話で、重要なことは重要なのですけれど、おまけのようにここについているので、逆に違和感があるのかなと思うのです。

よく見ると、目次が本当にこれでいいのかなという気がしないでもないのですが、もし、改

められるのであれば、この際、順番などを少し整理して、それぞれのお題目のつけ方なども、もう少しアップデートするといいいのかなと思いました。

個別の一つ一つの塊は、わりとそれなりに今までやっていることで、こなれてきていて、書いてあることももっともなのですけれども、十数年やってくる中でだんだん付加されていくものがあつたのが、整理されていないままに、つけ加えられてきているのが、若干違和感を露呈しているのかなという気がします。

細かく見ていくと多いので、今日は全体的な感想なのですけれども、そういう意味では、入れかえとか流れを改めるといいいのかなと思いました。

もし考えられればというのは2点ありまして、1つは、先ほどの我々自身のPDCAサイクルとか、あるいはその前の情報で、資料5-1で調べられている、各部局がレビューをどう見ているかというのを反映させることができるとするならば、特に12ページの政策レビューについては、取組みの留意事項とかそのあたりで、5-1でやられている結果などをここに盛り込むことができれば、さらに一歩進んだ形になるのかなと思いました。

もう1点、多くの委員が指摘されている公表というところで、これは16ページになるかと思うのですが、わざわざタイトルに「インターネットの利用その他の方法による」とあるのですけれども、最初にこれを書いたときは、インターネットの利用というのも偉そうに書ける内容で、分厚い紙が普通で、インターネットをやっているぞのような話だと思ふのですけれども、今はこれをわざわざ高らかにタイトルで書くご時世かなと考えると、少しこのあたりも精査していただいて、もうインターネットの利用は前提として当たり前であることを考えると、16ページのタイトルと、2番の公表方法でアというあたりは、いま一度見直す必要があるのかなと。これを来年やっていると、恥ずかしい感じもしないでもないので、アップデート感を持っていただくといいのではないかなと思いました。

以上です。

【上山座長】 内容はいいけれど、トーン、力の入れ方がね。

【工藤委員】 少しずれていらっしゃる。

【加藤委員】 気合が入っているという感じがします。

【工藤委員】 少しこけてしまった感じがします。

【松田政策統括官】 よろしいですか。ありがとうございました。

実は、当時省庁再編をしたときに、局の削減がありまして、その関係で、実は私、行革の査定官をやったものですから、それで政策統括官の事務をどう位置づけるのだと。政策

統括官に政策評価をやらせるというので相互牽制だと、官房から分離しているのは、国交省と厚労省だけだったものですから、そのような観点で力が入った説明理由を、そのままここに落とし込んで現在に至っているのではないかと推測をいたします。

そういう意味で、今のご指摘を踏まえて、どういう形で直すか、担当が抜けているところも含めて直したいと思います。

また、軽微な修正と言いまして、役所流にやりますと、すぐ何年から何年をスライドして、新旧対照のどこで修正という癖がついているものですから、それで少し古い表現が多々残っているというご指摘がございましたので、これもあわせて見直しまして、またご相談いたしたいと思います。

よろしくをお願いします。

【上山座長】 それでは、よろしいですか。では、議題（3）もこれで終了ということで、事務局どうぞ。

【末吉政策評価企画官】 ありがとうございます。本日の会議におけます議事録も公表する予定になっております。議事録案ができ次第、郵送させていただきますので、一度ご確認のほど、ご協力お願いしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

本日お配りした資料について、郵送をご希望方がいらっしゃいましたら、机の上にそのまま置いておいていただければ、明日にでもすぐ送らせていただきたいと思います。

以上です。

【上山座長】 では、どうもありがとうございました。